

令和8年度 福祉・介護 職員等処遇改善加算

無料
個別相談

福祉・介護分野に知見のある社会保険労務士が訪問またはオンラインにて
ご相談を承ります！(事業所の費用負担はございません)

計画書の作成

支給方法・分配比率のルール

職場環境について

定期昇給 手当 賞与

令和8年度特例要件

就業規則の見直し

未着手の事が多かった
けど、全て解決！
相談して良かった！

対象
事業所

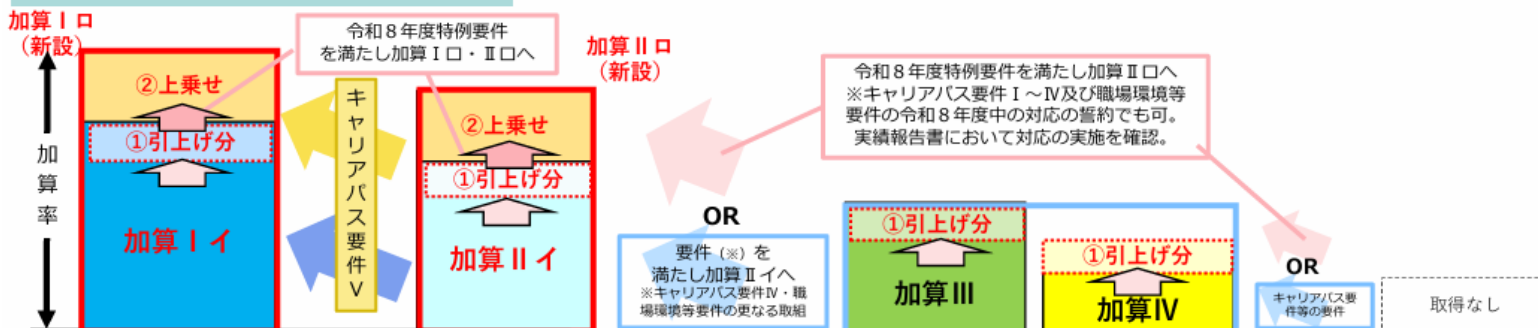
横浜市内に所在する障害者総合支援法に基づきサービス提供を行う指定障害福祉サービス事業所及び施設や、横浜市内に所在する児童福祉法に基づきサービス提供を行う指定障害児通所支援、障害児入所支援事業所等

横浜市から事業を受託した介護労働安定センターでは、福祉・介護職員等処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の加算の取得を目指す事業所を支援します！



令和8年度 福祉・介護職員等処遇改善加算の概要

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス
(計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)

加算率

③処遇改善加算を新設

令和8年度特例要件

処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件
(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件)
※令和8年度中の対応の誓約でも可。実績報告書において対応の実施を確認。

取得なし

注) 令和8年度特例要件

- ア・イのいずれか及びウを満たすこと
- ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(※②必須)
- イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
- ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分
- (※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可。実績報告書において対応の実施を確認。

●相談をご希望の方は裏面の「無料個別相談申込書」に必要事項を記入の上、FAX、E-mail または郵便にてご送付ください。

受託団体
お問い合わせ先



公益財団法人 介護労働安定センター神奈川支部

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8F
E-mail : kaigokanagawa@kaigo-center.or.jp

Tel: 045-212-0015 Fax: 045-212-0016
http://www.kaigo-center.or.jp





無 料 個 別 相 談 申 込 書

宛 先：公益財団法人介護労働安定センター神奈川支部

FAX：045-212-0016 または メール：kaigokanagawa@kaigo-center.or.jp

※メールの場合はこちらの申込用紙をスキャン(PDF)して添付いただくか、以下の項目をメール本文にご記入ください。

◎相談申込期限：令和9年3月14日（但し、予算の限り）			申込日：令和 年 月 日		
法人名			事業所名		
加算区分	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	未取得	
所在地	〒 -				
	Tel:		Fax:		
担当者名			役 職		
E-mail:					
サービスの種類 ※○で囲んでください					
●居宅サービス ●居住サービス					
●通所系サービス ●児童系サービス ●相談系サービス					
加算の届出をするにあたり困っていることをお教えてください。	■ 該当するものに○をご記入下さい。（複数選択可） ① 加算申請に必要な要件 ② 職員への支給方法、配分について ③ キャリアパス要件：構築や研修計画の立て方について ④ 令和8年度特例要件：生産性向上・協働化に係る取組、基本給等の改善要件等 ⑤ 月額賃金改善要件：無理のない定期昇給の仕組みを作るにはどうすればよいか ⑥ 職場環境等要件：就業規則・賃金規程・人事・処遇制度変更方法について ⑦ 申請書の作成方法：就業規則等の修正、変更について ⑧ その他 ※相談内容の概略をご記入下さい ()				
希望相談日程 ※調整の上、追って回答を差し上げます	第1希望	月	日	(: ~ :)	
	第2希望	月	日	(: ~ :)	
	第3希望	月	日	(: ~ :)	
希望相談場所	相談者の事業所 / 介護労働安定センター神奈川支部の事務所 / オンライン相談				

※「無料個別相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、当センター職員による日程調整、内容確認、各種講習会のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。